

【新設】（通算法人が他の通算グループに加入する場合の加入時期の特例の適用）

2-5 通算親法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループ（他の通算親法人及び当該他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下2-53までにおいて同じ。）に属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算親法人及びその通算子法人が当該他の通算グループに属する通算法人との間に当該他の通算グループに属する通算法人による完全支配関係を有することとなった場合における当該通算親法人及び当該通算子法人は、法第14条第8項《事業年度の特例》の規定の適用を受けることができることに留意する。

④ 当該通算親法人及び当該通算子法人が同項第1号の規定の適用を受ける場合における当該通算親法人及び当該通算子法人の事業年度は、当該通算親法人にあつては同条第2項の規定により、当該通算子法人にあつては同条第4項第2号の規定により、それぞれ当該完全支配関係を有することとなった日の前日に終了するのであるから留意する。

【解説】

1 グループ通算制度においては、内国法人（通算子法人となる法人）が、通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係（法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に親法人との間に親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、次のとおり事業年度を調整できることとされている（法14⑧、以下「加入時期の特例」という。）。

(1) 通算親法人又は親法人との間に完全支配関係を有することとなった日（以下「加入日」という。）から加入日の前日の属する特例決算期間（注1）の末日まで継続してその内国法人と通算親法人又は親法人との間にその通算親法人又は親法人による完全支配関係がある場合……その内国法人及びその内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（注2）については、加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもって、事業年度の特例の規定（法14④一⑤二）を適用する（法14⑧一）。

（注）1 特例決算期間とは、次の期間のうちその特例の適用を受ける旨等を記載した書類に記載された期間をいう。以下同じ。

イ 上記の内国法人の月次決算期間

ロ 上記の内国法人の会計期間

2 上記の内国法人の加入日からその特例決算期間の末日までの間にその通算親法人又は親法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限る。

(2) 上記(1)に該当しない場合（加入日から加入日の前日の属する特例決算期間の末日までの間に完全支配関係を有しないこととなった場合）……その内国法人及びその内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人については、加入日の前日を事業年度終了の日としない（法14⑧二）。

この加入時期の特例は、連結納税制度から設けられていたものであるが、上記(1)（注1）の会計期間に係る特例については、グループ通算制度において新たに設けられたものである。

- 2 ここで、ある通算グループ（以下「旧通算グループ」という。）に属する法人がグループごと買収された等により他の通算グループ（他の通算親法人及び当該他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下同じ。）に属することとなった場合のように、ある通算グループを離脱すると同時に他の通算グループに加入するようなケースがあるが、この旧通算グループの通算親法人及び通算子法人（以下それぞれ「当該通算親法人」及び「当該通算子法人」という。）に係る加入時期の特例の適用については、連結納税制度ではこの当該通算親法人及び当該通算子法人に相当する連結親法人及び連結子法人とも適用不可とされていたところ（旧法14②①十一）、グループ通算制度では当該通算親法人及び当該通算子法人とも適用可能とされている（注）。

（注） 当該通算親法人が加入時期の特例を選択した場合には、当該通算子法人は強制適用とされ、当該通算親法人と同時期まで加入を遅らせることとなっている。

この、ある通算グループを離脱すると同時に他の通算グループに加入するケースにおいても上記の取扱いとなることについて、グループ通算通達2-4《完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用》においてこの加入時期の特例に係る加入法人及びその連れ子の取扱いを留意的に明らかにしたことと合わせて、本通達の本文において留意的に明らかにしている。

- 3 また、この当該通算親法人及び当該通算子法人が加入時期の特例（法14⑧一に係る部分に限る。）の適用を受ける場合には、これらの法人の事業年度は、それぞれ旧通算グループの離脱日の前日に事業年度が終了し、当該通算親法人の特例決算期間の末日までの間の事業年度については当該通算親法人及び当該通算子法人ともグループ通算制度を適用しない事業年度となる。この取扱いとなることについて、本通達の注書では、これらの法人について適用する法令の規定が異なること（当該通算親法人：法14②、当該通算子法人：法14④二）に言及しつつ、留意的に明らかにしている。
- 4 ところで、本通達で定める「ある通算グループを離脱すると同時に他の通算グループに加入する」場面は、グループ通算通達2-53《通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産の時価評価》の本文に定める場面と同様であるが、同通達では旧通算グループに属してから他の通算グループに属するまで連続してグループ通算制度の適用を受ける事業年度となるところ、本通達の加入時期の特例を適用するケースでは、他の通算グループの他の通算親法人による完全支配関係を有することとなった時には他の通算グループに係る通算承認の効力は生じずにグループ通算制度を適用しない事業年度が一度は生じている点が異なっている。

なお、グループ通算通達2-53の注書では、「通算子法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループに属する通算法人に保有されることとなった」場面の取扱いを定めているが、この場面における加入時期の特例についても、上記2及び3と同様の取扱いとなる（つまり、上記2及び3の「当該通算親法人」及び「当該通算子法人」を同通達の注書で定める「当該通算子法人」及び「当該通算子法人との間に当該通算子法人による完全支配関係

がある通算法人」と、それぞれ読み替えた場合の取扱いとなる) ことに、併せて留意が必要である。